



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教育の目的による高等専修学校の分類
Author(s)	山田, 千春
Citation	教育福祉研究, 19, 9-18
Issue Date	2013-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54005
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN10264662_19_3.pdf



教育の目的による高等専修学校の分類

山 田 千 春

1. はじめに

本稿の目的は、高等専修学校（専修学校高等課程）の教育内容を調査する予備段階として、その教育の目的に応じて、高等専修学校を分類し、それぞれの教育課程の特徴を整理しながら、今後の研究課題を明らかにすることである。

専修学校（学校教育法 124 条）が学校教育法の 1 条校と比較して、行政からの支援という面で不利な点はいくつか指摘できる¹⁾。その中で、最も不利な点は、専修学校が私学助成の対象外である点である²⁾。専修学校は、都道府県からの財政的な支援はあるものの、その金額は私立学校振興助成費（私学助成）と比べて少額である³⁾。さらに、都道府県からの助成金額も、地域によって大きな格差がある。それにもかかわらず、専修学校における先行研究は、主に専門学校の研究になるが、中等後教育における専門学校の位置付けに関する議論や、高校生の専門学校への進学動機にかかわる検討が多く⁴⁾、専修学校制度の創設⁵⁾は、市場経済に委ねられた教育機会の登場を意味する（細井 2003：112）との指摘はあるものの、専門学校を青年の職業教育機関として捉えて、その教育を国がどこまで保障するのかという議論が行われてこなかったのが現状である（瀧本 2011）。

さらに、高等学校と同じく、後期中等教育に位置する専修学校の高等課程（高等専修学校）は、専門学校に比べて、関連する研究も少なく、その存在すらも十分認知されていない。そのような中で、全国専修学校各種学校総連合会（以下、全専各連）は、「新学校種」を創設し、ある基準を満たした高等専修学校（もちろん多くの専門学校も含めて）の 1 条校化を文科省に提案している⁶⁾。この

全専各連（つまり経営者）の 1 条校化の要請を、教育学的に解釈し制度改善して結実させていくという視点が必要である（瀧本 2011）。そのためには、あまり実態がつかめていない高等専修学校の教育内容を調査・分析していくことが必要であり、それを踏まえて、後期中等教育における高等専修学校の役割や存在意義を明らかにしなくてはならない。そこで、本稿では、その教育内容を調査する予備段階として、既存の文献や各校のホームページを参考に、教育の目的やそれに伴う修業年数に応じて、高等専修学校を分類し、それぞれの教育課程の特徴をまとめ、今後の研究課題を提示していきたい。

2. 高等専修学校の担当領域

専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的」とした教育施設である（学校教育法 124 条）。高等専修学校は、中学卒業者を入学条件とし、「工業分野」「農業分野」「医療分野」「衛生分野」「教育・福祉分野」「商業実務分野」「服飾・家政分野」「文化・教養分野」の 8 分野の学校がある。これは、高等課程に限らず、専門課程、一般課程も含めた専修学校共通の分野である。さらに、1 つの分野には、複数の学科がある。例えば、「工業分野」としてみただけでも、情報処理、情報工学、マルチメディア、自動車整備、建築、土木・測量、電気・電子工学などの学科が存在しており、専修学校の担っている領域は幅広く非常に多様であることが分かる。表 1 は、高等専修学校の分野別の生徒数を示したものであるが、「医療分野」「商業実務分野」「衛生分野」の生徒が多い。

また、『平成 25 年度版 全国専修学校総覧』を

表1 高等専修学校の分野別生徒数

(単位：人)

工 業	農 業	医 療	衛 生	教育・福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	合 計
4,804	6	13,319	6,402	1,106	7,475	2,998	3,609	39,719
12.1%	0.02%	33.5%	16.1%	2.8%	18.8%	7.5%	9.1%	100.0%

『平成 25 年度版 全国専修学校総覧』P 20 より引用。

用いて、全国の高等専修学校（学科）を分野別に分類し、さらに、設置者の内訳を整理したのが表 2 である。

学校数を見ると、生徒数と同じく「医療分野」「衛生分野」が多い。「商業実務分野」は、学校数が少ない割には生徒数が多いということになり、1 校における生徒数が他から比べると多いことが予測できる。逆に「衛生分野」に関しては、学校数の多さに比べると生徒数は少なく、比較的小規模の学校であると言えよう。「服飾・家政分野」も学校数の多さにしては、生徒数が少ないので、小規模の学校が多いと考えられる。

設置者別をみると、国公立の学校が 9 校のみで、他 481 校は私立の学校である。その中でも、学校法人が 310 校と私立学校の 64.4%を占め、次に社団法人の 116 校、財団法人 12 校、医療法人 4 校、福祉法人 1 校、株式会社 1 校、他（個人）37 校となっている。分野ごとの設置者を見ても、「教育・福祉分野」以外は複数の設置者が存在しており、設置者に関しても 1 条校の学校と比べて高等専修学校は多様である⁷⁾。学校法人が多い中では

あるが、特に、医療分野では、社団法人が経営する学校の割合が圧倒的に多い。これは全て地域の医師会が運営している准看護学校である。

最後に、専修学校は、学科によって修業年数に幅があることを挙げておきたい。専修学校における修業年数は教育の目的によって規定されている。国家資格（その受験資格）の取得を目的とする学校は、その資格取得に必要な年数（1、2 年の比較的短期間であるが）を修業し、一方、職業教育と高等学校の卒業資格（それと同等の資格も含めて）を取得させる学校は、それと同じく 3 年間の修業が必要である。このように高等専修学校は、学習内容、設置者、教育の目的やそれに伴う修業年数において多様であり、何を基準として、その学校を類型化し、整理したらよいのか判断が難しい。植上（2005）は、専門学校を資格教育分野と非資格教育分野に分類し、それぞれの教育内容の特徴を論じている。この植上の視点を参考にすると、国家資格を取得する 1、2 年の学校が資格教育分野の学校になる。しかし、中には、3 年制の高卒が取得できる学校にも資格教育分野の学

表2 高等専修学校の分野別学校数（設置者の内訳）

分 野	学科数（設置者の内訳）
工 業	27（学校法人 22、財団法人 2、社団法人 1、株式会社 1、他 1）
農 業	3（学校法人 1、財団法人 1、社団法人 1）
医 療	131（学校法人 2、財団法人 2、社団法人 112、医療法人 4、福祉法人 1、公立 8）
衛 生	124（学校法人 110、財団法人 3、社団法人 2、他 9）
教育・福祉	12（学校法人 12）
商 業 実 務	59（学校法人 58、財団法人 1）
服飾・家政	87（学校法人 62、財団法人 1、他 24）
文化・教養	47（学校法人 43、他 3、公立 1）
合 計	490（学校法人 310、財団法人 12、社団法人 116、医療法人 4、株式会社 1、福祉法人 1、他 37、国公立 9）

『平成 25 年度版 全国専修学校総覧』を用いて筆者が作成。

校が存在しているので、「資格教育」の視点は、高等専修学校の分類において、煩雑になるおそれがある。全専各連では、3年制の高等専修学校を「(仮称)新高等専修学校」とし1条校化を目指す方針から(それ以下の修業年数の学校は「専修学校」のままである)、本稿では、教育の目的やそれに伴う修業年数を基準にして、高等専修学校の類型化を試みたい。

3. 国家資格の取得を主たる目的とした学校

1) 医療分野の准看護学校

最初に、3年制以下の国家資格の取得を主たる目的とする、1、2年の学校をまとめていきたい。これらの学校は、生徒数が比較的多かった「医療分野」「衛生分野」の学校に集中している。具体的には、「医療分野」における准看護学校であり、「衛生分野」における理容・美容学校、調理・製菓学校である。准看護学校、理容・美容学校は修業年数が2年で、国家試験の受験資格を得ることができる。調理・製菓学校は、修業年数が1年で、卒業と同時に、国家資格を得ることができる。

准看護学校は、中学卒業以上を入学の条件にしている点では、高等専修学校の部類に属する。しかし、表3の医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査によると、准看護学校の入学者の7割以上が、高校新卒(2,704名)・高校既卒(4,487名)であり、2割近くが短大・大卒者である。それに対して、中学卒業と同時に准看護学校へ進学した子どもは、たったの4%(384名)にしか過ぎ

ない。従って、先の表1の医療分野に記されている生徒数は、純粹に、中学新卒者の数だけではない。高卒者は、准看護学校卒業後、看護学校(専門課程)へ進学することができる。それに対して、中卒者の場合、准看護学校を卒業してから、3年以上の実務経験か、もしくは高卒の学歴を取得しないと看護学校(専門課程)へ進学することができない。高卒者は、准看護学校へ入らず看護学校(専門課程)を受験できるが、その倍率の高さから、准看護学校を受験するようになり、さらに、不況の影響で、准看護学校における大卒者の入学者も増えつつある。しかし、看護の質を向上するために、准看護廃止に向けての動きもあり、全国各地で准看護学校が減少しつつある。准看護廃止に対しては、医師会が反対しており、実際、各地の准看護学校の多くが、地域の医師会によって、設置・運営がなされているのが現状である。看護学校は、准看護師養成(高等課程)のみの学校、正看を養成する専門課程のみの学校、高等課程と専門課程の両課程がある併設型の学校とがある。

2) 衛生分野の理容・美容学校、調理・製菓学校

次に、「衛生分野」では、理容・美容学校、調理・製菓学校が、中卒以上を入学条件とした高等課程を多く持っている。あるいは、高卒者と同レベルの学力を有していれば、中卒者でも入学を認めている学校もある。しかし、准看のようなデータがないために予測の範囲でしか言えないが、中学新卒者・高校中退者などの10代後半から、社会経験を経て資格取得や趣味を目的とした中高年まで、

表3 最終学歴の人数(准看護師課程)

n=回答校数

(人)

	回答校数	中	卒	高校新卒	高校既卒	短大卒	大卒
			高校中退				
平成19年度	(n=218)	543	—	3,394	5,095	896	594
平成20年度	(n=215)	633	—	2,828	5,095	913	633
平成21年度	(n=209)	622	—	2,583	5,296	981	722
平成22年度	(n=205)	484	—	2,860	4,963	1,024	887
平成23年度	(n=198)	425	287	2,822	4,721	903	944
平成24年度	(n=196)	384	230	2,704	4,487	885	933

医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査より引用⁹⁾。

学生の年齢層については、かなりの幅があるのではないと思われる。看護学校は、高等課程と専門課程の間に、准看と正看の違いがあるが、理容・美容学校、調理・製菓学校においては、高等課程と専門課程を経て得ることができる資格は同じである。専門課程単独の学校もあるが、高等課程においては、それ単独で経営している学校は少なく、専門課程と併設する形で経営されている学校が多い。理容・美容学校、調理・製菓学校の中には、美容師や調理師の国家資格だけではなく、高校卒業資格を取得できる3年制の学校もある。

このように、国家資格を主たる目的とした准看護学校、調理・製菓学校、美容・理容学校は、植上（2005）が専門学校の資格教育の特徴として述べていたように、養成施設指定制度⁹⁾によって授業時数、教科目が強く規定されているので、学校によって学習内容に大差が生じにくくなっている。「学校」というよりはむしろ公的職業資格¹⁰⁾の養成施設としての要素が強く、普通科目の履修はわずかで、専門科目と実習が中心であり、専門科目と普通科目をバランスよく学んでいる1条校の専門高校とは、明らかに教育課程が異なる(表4)。

表4 国家資格を目的とする学校の教育課程例

調理科の教育課程

科 目	時 数
食文化概論	30
衛生法規	30
公衆衛生学	90
栄養学	90
食品学	60
食品衛生学	120
調理理論	150
調理実習	300
＜専門科目小計＞	870
総合実習	70
デザイン論	20
＜選択必修科目小計＞	90
授業時間数合計	960

光塩学園調理製菓専門学校のホームページ¹¹⁾より引用。

准看護師の教育課程

科 目	時 数
国 語	35
社会生活	35
英 語	35
＜基礎科目小計＞	105
人体のしくみとはたらき	105
食生活と栄養	35
薬物と看護	35
疾病のなりたち	70
感染と予防	35
看護と倫理	35
患者の心理	35
保健医療福祉のしくみ	20
看護と法律	15
＜専門基礎科目小計＞	385
基礎看護	315
成人看護	175
老年看護	35
母子看護	70
精神看護	70
臨床実習	735
基礎看護	210
成人看護・老年看護	385
母子看護	70
精神看護	70
＜専門科目小計＞	1,400
授業時間数合計	1,890

郡山准看護師高等専修学校のホームページ¹²⁾をもとに筆者が作成。

資格取得に重きをおくため、中卒新卒者や高校中退者の生徒が高校卒業資格を得るためには、別途、通信制や定時制の高校に入学するか、高等学校卒業程度認定試験を受験しなくてはならないという課題があるものの、実際、高等課程とはいえ、社会経験のある学生が多く、専門課程と同じく成人のリカレント教育としての役割を担っているという特色を持っている。

4. 職業教育を目的とした学校

1) 1条校の専門高校との共通点

次に、新規中卒者や高校中退者を受け入れて、職業教育を目的とした3年制の高等専修学校をみていくことにする。「工業分野」「商業実務分野」「教育・社会福祉分野」「服飾・家政分野」「文化・教養分野」の学校に、職業教育を目的とした3年制の高等専修学校が集中している。おそらく、高等学校が量的に不足していた頃、中学卒業者の職業教育の場として機能していたこれらの学校が、高校教育の準義務教育化の流れに伴って、高卒資格を取得できる制度を活用しながら、生徒数の確

保と学校の存続に努めてきたのであろう。従って、これらの学校は、1条校の専門高校との共通点も見受けられる。まず、教育課程の面で比較すると、表5、表6のように、「工業分野」「商業実務分野」の高等専修学校は、1条校である専門高校の工業科、商業科の教育課程と同じで、普通科目と専門科目を両方バランスよく学んでいる。これは、3年制の高等専修学校で一定の科目を取得しなければ、大学入学付与資格が認められない点や、通信制の高等学校と技能連携制度を組んで高卒資格も得られるようになっているので、専修学校であっても、1条校の高等学校の教育課程に準じなくてはならず、専修学校独自の柔軟性ある教育課程を組むことが難しい。

3年間で、取得可能な資格も、「工業分野」であれば、第2種電気工事、家電製品エンジニア、家電製品アドバイザー、ラジオ音響技能検定、アマチュア無線、危険物取扱者（電気・電子）、3級自動車整備士の受験資格、ガス・アーク溶接、有機溶剤取扱者（自動車整備）、実務経験3年で2級建築士（建築）などが、「商業実務分野」であれば、

表5 商業実務分野と商業高校の教育課程例

	教 科	商業実務分野の高等専修学校の科目	商業高校の科目
		科 目	科 目
普通 教 科	国 語	国語総合、国語表現	国語総合、現代文、国語表現Ⅰ（選択）
	地 歴	地理A、世界史	世界史A、日本史A
	公 民	現代社会	現代社会、政治・経済（選択）
	数 学	数学Ⅰ	数学Ⅰ、数学A
	理 科	科学と人間生活、理科総合A	科学と人間生活、化学基礎、生物基礎、地学基礎（選択）
	保健体育	体育、保健	体育、保健
	芸 術	書道Ⅰ	書道Ⅰ
	外 国 語	英語Ⅰ	オーラルコミュニケーション、英語Ⅰ、英語Ⅱ、応用英語（選択）
	家 庭	家庭基礎、フードデザイン	家庭基礎
専門 科 目	商 業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、商品と流通、商業技術、経済活動と法、簿記、会計、原価計算、情報処理、文書デザイン、秘書実務	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、商品と流通（選択）、商業技術、経済活動と法、簿記、会計（選択）、原価計算（選択）、情報処理、文書デザイン（選択）、秘書実務、マーケティング（選択）、プログラミング（選択）

筆者の勤務校と北海道苫前商業高等学校ホームページ¹³⁾をもとに筆者が作成。

表6 工業分野と工業高校の教育課程例

		工業分野建築デザイン科の科目	工業高校建築科の科目
普通 教科	教科	科目	科目
	国語	国語総合、国語表現	国語総合、現代文B
	地歴	地理、世界史	世界史A、地理A
	公民	現代社会	現代社会
	数学	数学I	数学I、数学II
	理科	理科総合A、理科総合B	科学と人間生活、物理基礎
	保健体育	体育、保健	体育、保健
	芸術	美術I	美術I
	外国語	英語I	コミュニケーション英語I、II、英会話
	家庭	家庭基礎	家庭基礎
	情報	情報	情報B
専門 科目	工業	工業技術基礎、課題研究 工業数理基礎、情報技術基礎 建築構造、建築施工、建築構造設計、建築計画 建築法規、建築製図、建築実習	工業技術基礎、課題研究 建築実収、建築製図、情報技術基礎 建築構造、建築計画、建築構造設計 建築施工、建築法規

デザインテクノロジー専門学校のホームページ¹⁴⁾、北海道苫小牧工業高等学校のホームページ¹⁵⁾をもとに筆者が作成。

簿記検定、ビジネス能力検定、情報処理活用能力検定、珠算検定、電卓検定、ワープロ検定、秘書検定などが取得でき、それぞれ工業高校・商業高校で取得できる資格と変わらない。おそらく、「教育・社会福祉分野」「服飾・家政分野」の学校に関しても、1条校の「福祉科」「家政科」「生活科」などの専門高校と教育課程や取得資格に関して、共通点が多いと考えられる。

2) 1条校の専門高校と異なる点

高等学校の卒業資格を取得させるために、高等学校の教育に近づいていった、「工業分野」「商業実務分野」「教育・社会福祉分野」「服飾・家政分野」の学校であるが、全日制の1条校との大きな違いは、中学時代の不登校経験者、高校中退者、最近では発達障がいのある子どもを受けていている点である。昨年、全国高等専修学校協会の制度改善研究委員会が行った「平成24年度高等専修学校における教育支援に関する実態調査」によると、高等専修学校に在籍している生徒のうち、不登校生（中学校時代に不登校を経験した生徒）は、在籍生徒数の17.7%であった。また、発達障がいのある生徒（「療育手帳」「精神障害者保健福祉手

帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）は6.1%、支援・特別措置支援生徒（発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援を行っている生徒）は5.4%在籍しており、併せて全体の11.5%の生徒が発達障がいの生徒である。高等学校に在籍している中学時代の不登校経験者の割合が分からないので、この数値が多いか少ないかの判断はつきにくい。おそらく、全日制は少なく、定時制や通信制課程に不登校経験者が多いと思われる¹⁶⁾。高等学校に在籍している発達障がいを持った子どもに関しては、この制度改善委員会が調査結果の中で補足している。それによると地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等、困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺えるという。発達障がいのある生徒の高等学校における在籍状況は、今後、さらに正確なデータが望まれるが、現段階では、高等専修学校が受け入れている発達障がいの子どもの割合は高いと言える。高等専修学校では、不登校経験者や発達障がいの子どもを積極的に受け入れ、少人数制による学び直し

表7 文化・教養分野サッカー学校の時間割

時間割例（2年次）

	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	
8：40－ 8：50	SHR	SHR	SHR	SHR	SHR	
1 限 9：00－ 9：50	英語Ⅱ	TR (サッカー実技)	TR (サッカー実技)	数学Ⅱ	TR (サッカー実技)	
2 限 10：00－10：50	古 典			英語Ⅱ		
3 限 11：00－11：50	数学Ⅱ			古 典		
	昼食・昼休み					
4 限 13：00－13：50	英語Ⅱ	社 会	選択科目	特別活動	簿 記	
5 限 14：00－14：50	数学Ⅱ	理科総合 A		掃除 20 分間	掃除 20 分間	パソコン
6 限 15：00－15：50	古 典		掃除 20 分間		TR (サッカー実技)	TR (サッカー実技)
7 限 16：00－16：50	掃除 20 分間			掃除 20 分間		
8 限 17：00－17：50						
20：30－21：30		自宅学習	自宅学習			

Japan サッカーカレッジホームページ¹⁷⁾より引用。

に重点をおいた教育を行っている。学校によっては、特別支援の教員免許保持者や心理カウンセラーなどもスタッフとして勤務し、職業教育と共に特別支援教育を行っている学校もある。

残りの、文化・教養分野に関しては、放送、映画・映像、音楽、演劇、美術、デザイン、ゲーム、アニメーション制作、出版・広告、語学、動物、スポーツなどバラエティに富み、職業教育に重点をおいた専門高校でも、なかなか学ぶことのできない分野の学校が多い。表7は、文化・教養分野におけるサッカー学校の時間割（2年次）である。文化・教養分野の学校も、大学入学付与資格が認められており、また、技能連携制度も活用しているので、専門科目だけではなく、国語、社会、数学、理科、英語の普通科目も学ばなくてはならないが、専門科目においてはその道を志す生徒にとって、魅力的なカリキュラムとなっている。しかし、このような文化・教養分野の学校は、全国的にも多くはない。しかも都市部に学校が集中していることから、条件の整った一部の生徒しか進学することができないという課題もある。

5. まとめ・今後の研究課題

以上、教育の目的によって、高等専修学校の分類化を試み、それぞれの教育課程を整理してきた

が、国家資格の取得を主たる目的とした学校では、以下の2点の特徴が見られた。

①看護学校、美容・理容学校、調理・製菓学校の修業年数は、高等学校の卒業資格が取得できる一部の学校を除けば、国家資格の受験資格、又は国家資格を取得する年数に規定されており、1条校の学校とは明らかに異なる公的職業資格の養成施設としての要素が強い。

②新規中卒者に限らず、高卒者や社会人なども多く受け入れており、専修学校の専門課程、一般課程同様に、成人のリカレント教育的な意味合いを持った学校である。

次に、職業教育を目的とした学校では、以下の3点の特徴が見られた。

①3年制の高等専修学校は、専門高校と同じく、普通科目と専門科目の学習を行っている。また、高等学校の卒業資格を取得させることから、1条校に準じた教育課程の編成になっており、専修学校独自の柔軟性のあるカリキュラムを編成しにくくなっている。

②中学時代の不登校生徒を積極的に受け入れている。また、学校によっては、発達障がいのある生徒を受け入れて特別支援教育を行っている学校もある。中学時代に勉強に対して苦手意識を持った生徒が多くいる中で、少人数制や習熟度別学習を取

り入れる学校も多く、中学までの学習内容の復習に重点をおいている。

③文化・教養分野の学校においては、その分野に興味・関心のある子どもにとって魅力的なカリキュラム編成を行っているが、学校数が少なく、そのような学校は都市部にあることから、条件の整った一部の子どもしか進学ができない。

このように、教育の目的に応じて整理してみると、幅広く多様な領域を担当する高等専修学校であるが、高等専修学校の教育の実態が少しは見えてきたように思われる。明らかに、国家資格を取得目的とする学校と、職業教育と高卒資格を取得目的とする学校とでは、生徒の年齢層もさることながら教育課程の特徴が異なっている。今後は、後期中等教育における高等専修学校の存在意義や役割を検討するという観点から、高校と同年代の子どもが通学する3年制の高等専修学校を中心に教育内容の調査・研究を進めていく必要がある。最後に、今後の調査における3つの課題を示しておきたい。

第1の課題は、高等学校との棲み分けという観点から、高等専修学校独自の教育を調査によって明らかにすることである。その中でも、不登校生徒や発達障がいを持つ生徒など、困難な生徒を受け入れ可能とする高等専修学校の校内組織や指導体制の調査を行うことである。また、教育課程における1条校との共通性を確認したが、中学時代の不登校経験者に対しては、遠隔授業や自宅への訪問指導など、学校によっては特別な授業や支援が実施されている学校もある。このような、校内組織・指導体制、または特別な配慮や支援が、1条校と比較して、柔軟なカリキュラムの編成ができる専修学校だからこそ可能なのかどうかを検討し、高等学校とは異なる教育の特色を整理する必要がある。

第2の課題としては、高等専修学校に通学している子どもの実態を把握し、専修学校の教育によってどのように変容していくのかを明らかにすることである。不登校生徒や発達障がいを持つ子どもを受け入れているとはいえ、高等専修学校に

実際、どのような背景を持った子どもが入学しているのかは、実態がつかみきれていない。調査によって、その実態の把握を行い、それらの子どもたちが高等専修学校の教育によってどのように学び、成長しているのか、特に職業観の形成や卒業後の経済的・社会的自立という観点から調査・分析を行うことが重要である。

第3の課題は、経営者（もしくは教員）の考える高等専修学校の存在意義や今後の展望を、専修学校の1条校化の是非も含めて、調査することである。高等専修学校設置当初の目的や、現在、学校が存在する意義をどのように考え、後期中等教育における高等専修学校の役割をどのように位置づけているのかをまとめることにより、今後の高等専修学校を展望することも可能になろう。

以上の課題を調査によって明らかにしていくことで、後期中等教育における高等専修学校の役割や存在意義を検討することができ、ようやく、専修学校の経営者側から出ている高等専修学校の1条校化の要請を教育学的にも解釈していくことができるであろう。

注

- 1) 専修学校が行政からの支援として不利な点は、①私学助成法の対象外であること②専門学校生の就職活動に関して財政的な支援を受けられないこと③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が適用にならないこと、等が挙げられる。②の補足をすると、文科省は、2009(平成21)年7月、短大・大学に就職活動の取り組みを財政支援するとしたが、同じ年代の専門学校の学生も就職活動をしているにもかかわらず、就職活動支援は一銭も受けることができない現状にある(津田2011、2012)。③は、国による災害時の校舎修繕費の補助のことである。例えば、阪神・淡路大震災の際には、多くの学校の校舎が被害を受け、1条校であれば、修繕に関して5割の補助金が自動的に出たが、専門学校にはそれが全くなかった(川越2010)。
- 2) 私立学校振興助成法第2条では、「この法律において学校とは、学校教育法第1条に規定する学校を

- いう。」と助成の対象となる学校を1条校に限定している。私立高校であれば全国平均して生徒1人当たり32万円の助成金だが、高等専修学校は生徒1人あたり6万円程度の助成金である（都道府県からの助成金である）。
- 3) 高等専修学校は、私学助成の対象外なので国からの財政的な支援はないが、都道府県からは助成を得ている。助成の金額は、各都道府県や学校の設置者、指定校（大学入学付与資格がある学校）や技能連携校であるかないかによって助成金額が異なっている。
- 4) 1975年に専修学校制度が創設され、それまでの各種学校のうち、一定の基準を満たす学校が、専修学校へと移行し、入学者の学歴によって、高卒者を入学条件とする専門課程（専門学校）、中卒者を入学条件とする高等課程（高等専修学校）、入学条件がない一般課程の3課程が出来た。
- 5) 中等後教育の中でも、専門学校の位置づけはまちまちである。例えば、倉内（1980）は、専門学校を短期高等教育と位置づけ、喜多村（1983）は、高等教育機関とは異なる中等後教育の中の継続教育とその特徴を述べている。韓民（1996）は、専門学校を高等職業教育機関と捉え、長尾（2008）は、専門学校が中等後教育機関から高等教育機関に変容した変容モデルとし、その進学者の階層変化を調べている。専門学校が大学進学者の「受け皿」として機能しているのか、それとも就職に有利だから進学するのか（就職有利説）をめぐり、マクロデータをもとに議論されてきた。
- 6) 全専各連は、設置者が学校法人であり2年以上の専門学校を「(仮称)新専門学校」、同じく設置者が学校法人であり3年制の高等専修学校を「(仮称)新高等専修学校」とする「新学校種」を創設し、専修学校の1条校化を提案している。上記以外の学校は「専修学校」に留まることになる。
- 7) 瀧本（2008）は、高等専修学校に限定せず、専修学校全体に関して、設置者が多様であることを指摘している。
- 8) 「平成24年医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査」(http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20121114_2.pdf、2013/2/5 アクセス)より引用。
- 9) 養成施設指定制度とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等（看護師）、美容師養成施設指定規則等、児童福祉法施行規則等（保育士）のことを指し、これらによって、各資格に必要な入学資格、修業年数、カリキュラムの規定、教員数・教員の資格等が定められている。
- 10) 佐々木（1993）によると、資格には、その社会的性格により、「(公的)職業資格」と「技能検定資格」に分かれる。(公的)職業資格には、電気工事士、自動車整備士、測量士、建築士、調理師、保育、(准)看護師などがあり、その資格がなければその職種に従事することができないが、技能検定資格（簿記検定、珠算検定、英語検定、情報処理検定など）は、知識・技能の水準をはかるものであって、就業や営業に影響を与えるものではない。
- 11) 光塩学園調理製菓専門学校 (<http://chouri.koen.ac.jp/curriculum/cooklpm.html>、2013/6/8 アクセス)より引用。
- 12) 郡山准看護師高等専修学校 (<http://www.kohriyama.jp/kyoiku/index.html>、2013/6/8 アクセス)より引用。
- 13) 北海道苫前商業高等学校 (<http://www.tomamaeshougyou.hokkaido-c.ed.jp/kyouikukatsudou/kyouikukateihyou-2.html>、2013/5/15 アクセス)より引用。
- 14) デザインテクノロジー専門学校 (<http://www.sasada.ac.jp/koutou/kenchiku.html>、2013/5/15 アクセス)より引用。
- 15) 北海道苫小牧工業高等学校 (<http://www.tomakou.hokkaido-c.ed.jp/kyo.pdf>、2013/5/15 アクセス)より引用。
- 16) 全国的なデータではないが、神奈川県の時制高校に通学する生徒のうち、44%が中学時代の不登校経験者である。（ここでは、年間30日以上欠席者を不登校生徒としている）
- 17) JAPAN サッカーカレッジ (<http://www.cups-y.com/school.html>、2013/5/15 アクセス)より引用。

文献

- 細井克彦 (2003)『戦後日本高等教育行政研究』風間書店.
- 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 編 (2012)『平成 25 年度版 全国専修学校総覧』.
- 神奈川県立総合教育センター (2012)「不登校経験者の定時制高校進学後の動向及び要因分析に関する一考察—学校・家庭生活調査から見えてくる現状と課題—」
(<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h23/pdf/h23futoukou.pdf>, 2013/5/10 アクセス)
- 社団法人 日本医師会 (2012)「平成 24 年 医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査」
(http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20121114_2.pdf, 2013/2/5 アクセス)
- 全専門各連 1 条校化推進本部 (2007)「平成 19 年度 全国専修学校各種学校総連合会 ブロック会議 1 条校化推進運動 (第 1 次報告)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/08010708/002.htm, 2012/9/10 アクセス)
- 瀧本知加 (2008)「専門学校の制度的特徴とその多様性」『産業教育学研究』38(1)、65-72.
- 瀧本知加 (2011)「戦後専修学校制度の成立：各種学校制度の展開と専修学校制度構想」『人文研究』(大阪市立大学) 62、77-92.
- 植上一希 (2005)「専門学校の教育内容の検討」『産業教育学研究』35(1)、43-49.
- 全国高等専修学校協会 (2012)「平成 24 年度高等専修学校における教育支援に関する実態調査」(http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/hokoku_h24.pdf, 2013/5/10 アクセス)
- 全国高等専修学校協会 (2012)「平成 24 年度 高等専修学校への都道府県の助成状況」(http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/josei_h24.pdf, 2013/5/10 アクセス)
- (北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程 苫小牧高等商業学校)